

官報

號外

明治四十三年三月十五日

火曜日

印刷局

○第二十六回 帝國議會 衆議院議事速記録第二十一號

明治四十三年三月十四日(月曜日)午後一時六分開議

議事日程 第二十號 明治四十三年三月十四日

午後一時開議

- 第一 耕地整理法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第二 災害地租特別處分法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第三 沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第四 明治四十一年法律第三十七號中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第五 罹災救助基金法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第六 東京市區改正條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第七 登錄稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第八 韓國在勤鐵道院所屬官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)
- 第九 土地收用法中改正法律案(安東敏之助提出) 第一讀會
- 第十 鐵道建設ニ關スル建議案(外田軍之助提出) 第一讀會
- 第十一 山陰山陽橫斷線速成ニ關スル建議案(福井三郎君提出) 第一讀會
- 第十二 鑛煙毒除害命令並被害救済ニ關スル建議案(武藤金吉君外十一名提出)
- 第十三 武豐港修築ニ關スル建議案(清水市太提出)
- 第十四 全國鑛泉並轉地療養地調査ニ關スル建議案(委員長報告)
- 第十五 (特別報告第三十六號)惡水井路敷潰地買上ノ請願
- 第十六 (特別報告第三十七號)戶籍法中改正ノ請願
- 第十七 (特別報告第四十一號)郵便局設置ノ請願
- 第十八 (特別報告第四十二號)郵便局新設ノ請願
- 第十九 (特別報告第四十三號)郵便局設置ノ請願
- 第二十 (特別報告第四十五號)郵便局設置ノ請願

- 第二十一 (特別報告第四十六號)吉田郵便局ニ電話架設ノ請願
- 第二十二 (特別報告第四十四號)絹業試驗場設立ノ請願
- 第二十三 (特別報告第四十七號)報效志士表彰追録ノ請願
- 第二十四 (特別報告第四十八號)賣藥營業稅ニモ納稅ニ伴フ權利ヲ附與スルノ請願

○議長(長谷場純孝君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
鐵道急設ニ關スル建議案

提出者 佐竹 作太郎君

根津 嘉一郎君

鈴木 辰次郎君

大橋 賴摸君

森 國造君

天野 董平君

大野 久次君

高柳 覺太郎君

手塚 正次君

伊東 要藏君

清 盛太郎君

森田 勇次郎君

帝國學制案

提出者 根本 正君

村上 先君

一高柳覺太郎君ヨリ議長交際費及議員歳費ニ關スル質問主意書ヲ提出セラレタリ

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一去十二日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

臺灣銀行法中改正法律案

村 上 先君

中村 啓次郎君

荒川 五郎君

蠶種統一ニ關スル建議案

鳩山 和夫君

村野常右衛門君

上 埜 安太郎君

駒田 小次郎君

中島 祐八君

矢島 浦太郎君

野田 卯太郎君

武藤 金吉君

齋藤 珪次君

鈴木 仙太郎君

丸山 孝一郎君

關口 安太郎君

吉植 庄一郎君

翠川 鐵三君

築山 和一君

天野 董平君

須藤 嘉吉君

橋本 太吉君

臺灣銀行法中改正法律案

委員長

川原 茂輔君

理事

中村 啓次郎君

蠶種統一ニ關スル建議案

委員長

鳩山 和夫君

理事

〔翠川 鐵三君
須藤 嘉吉君〕

○議長(長谷場純孝君) 會議ヲ開キマス、日程第一乃至第六ハ同一委員ニ付託シ、且聯關セル件ニ依リ一括シテ議題トナスコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ、日程第一ヨリ第六マデハ一括シテ議題ト致シマス、而シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、即チ日程第一ハ耕地整理中改正法律案、第二、災害地租特別處分法案、第三、沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル法律案、第四、明治四十一年法律第三十七號中改正法律案、第五、罹災救助基金法中改正法律案、第六、東京市區改正條例中改正法律案、委員長元田肇君代理、理事阿部德三郎君

第一 耕地整理法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第二 災害地租特別處分法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第三 沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第四 明治四十一年法律第三十七號中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第五 罹災救助基金法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第六 東京市區改正條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

(阿部德三郎登壇)

○阿部德三郎君 委員長ニ代ツテ、此議事日程ノ第一ヨリ第六ニ至ルマデノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告致シマス、日程第一ノ耕地整理法中改正法律案ハ地租條例改正ニ伴フコロノ結果デアリマシテ、現行地租條例ニ依リマスルコトニフツ、地目變換又ハ地類變換ヲナシタル場合ニハ五箇年間從來ノ地價ヲ据置クト云フ規定ガアツタノデアリマス、然ルニ先頃本院ヲ通過致シマシタルコロノ地租條例ニ於テハ、此据置年限ト云フモノヲ廢シタノデアリマス、其結果トシテ耕地整理法ニ於テモ、亦其据置年限ヲ廢止スルノ必要ガ生ジテ參ツテ此改正案ガ提出サレタノデアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ大體ニ於テ之ヲ認メタノデアリマスガ、唯地租條例ニ關係ノ無イ、特ニ此耕地

整理ニノ關係シタル條規ハ、是ハヤハリ耕地整理ヲ獎勵スル意味ニ於テ現行法ヲ其儘ニ据置イタガ宜シ、斯ウ云フコトデアリマシテ、此原案第十四條ニ關スル改正ヲ全部削除致シマシタ、其他ハ總テ原案ノ通り滿場一致ヲ以テ可決シタルデアリマス、日程第二、災害地租特別處分法案、是ハ御承知ノ如ク現行法ニ於キマシテハ水害ノ地租免除法案ト云フモノト、ソレカラ災害其他天候不順ノ場合ニ於ケルトコロノ地租延納ノ法律ガアルデアリマス、然ルニ政府ハ今回之ヲ統一スル名義ノ下ニ於テ總テ延納主義ニ依ツテ、此改正案ヲ提出サレタノデアリマス、即チ水害ノ場合ニ於テモ是マデハ免除主義デアッタノデアリマスガ、此改正案ニ依リマスル延納主義ニ改メマシテ、其主義ノ下ニ修正ヲ加ヘマシタルデアリマス、修正ノ箇條ハ御手許ニ同ジデアリマス、コロノ報告書ニ詳シク書イテゴザイマスカラ、ソレデ御承知ヲ戴キタイ、此案モ委員會ニ於キマシテハ滿場一致ヲ以テ修正ノ通り可決致シタルデアリマス、日程第三、沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル法律案、是ハ御承知ノ如ク沖繩縣ニ地租條件ヲ施行サレマシタルハ、明治三十六年以後ノコトデアリマシテ、明治三十六年以前ノ舊地租ト云フモノハ非常ニ滞ッテ居ルモノガアルデアリマス、即チ政府ハ此舊租滞納ノ分ダケニ對シテ、ツマリ之ヲ免除シタイト云フノデ、此法律案ガ提出サレタノデアリマスガ、委員會ニ於キマシテハ今日既ニ非常特別稅ト云フモノヲモ負擔セシケレバナラヌト云フヤウナ狀況ニ立至ツタ場合ニ、尙舊租ノ滞納ノ部分マデ之ヲ取立ツルコト云フコトハ、甚ダ忍ビナイト云フトコロカラ致シマシテ、政府案ノ通り是ハ認メタコトデアリマス、ソレカラ日程第四、明治四十一年法律第三十七號中改正法律案、是ハ即チ地方稅制限ニ關スル法律デアアルデアリマス、改正ノ要旨ハツマリ現行ノ稅率ヲ取テ居リマスル總額ヲ動カサザル範圍ニ於テ稅ヲ取ル、斯ウ云フノ外ナラヌ、即チ是マデ定率ト非常特別稅ト別々ニナラデ居リマシタルガ、稅制整理案改正ノ結果、ソレヲ合併スルコトニナリマシタルメニ、其合併シタルモノニ對シテ是マデノ通り稅ヲ取ル、斯ウ云フ案デアリマスカラ、是モ大體ニ於テ已ムヲ得ナイ案デアルト認メタノデアリマス、唯此案ニ對シテ修正ヲ加ヘマシタルハ、政府案ニ依リマスル總額此三位主義ニ出テ居ル、例ヘバ千分ノ百三十三、ト斯ウ云フ三位主義ニ出テ居ッタノデアリマスガ、委員會ニ於テハ之ヲ例ヘバ百分ノ十二ト云フヤウナ、二位主義ニ改メマシタルデアリマス、此三位主義ヲ二位主義ニ改メマシタルハ、ツマリ計算上其方ガ甚ダ簡便デアルト云フトコロカラ左様ニ致シマシタルデ、數字ノ上ニ於テハ一向變タコトハアリマセヌ、唯此第一條ノ第二號「其他ノ公共團體、附加稅ノミヲ課スルコト」トアリマスル條下ニ於テ「田畑地租百分ノ二十一」ト斯ウ修正ヲ加ヘタルデアリマスルガ、是ガ正確ニ數字ヲ以テ現ハシマス百分ノ二十一、三、ト斯ウナラナケレバナラヌデアリマス、ケレドモ「コンマ」ノ三以下ヲ付ケテ置キマスルト、計算上甚ダ面倒デアルト云フトコロカラ「コンマ」以下ハ削除致シマシテ百分ノ二十一ト云フトコトニ打切ッタノデアリマス、其結果ト致シマシテ附加額ニ十七万二千五百餘圓ト云

フモノヲ減ズルコトニ相成ルノデアリマス、ケレドモ大體二千五百有餘万圓ニ對スル十七万幾圓デアリマスカラ、是ハ「コシマ」以下ヲ削除致シタガ宜カラウト云フコトデ、左様ニ修正致シマシテ、是モ委員會ニ於キマシテハ滿場一致ヲ以テ可決ヲ致シタデアリマス、日程ノ第五、罹災救助基金法中改正法律案、コレカラ日程ノ第六、東京市區改正條例中改正法律案、此二案ハ共ニ此第四ノ日程ニ上ッテ居リマス、東京市區稅制限ノ改正法律案ニ伴フトコロノ自然ノ結果デゴザイマス、是ハ原案ニ異議ハナイノデゴザイマス、唯其附則ニ於テ施行期限ガ「明治四十四年度分ヨリ」トアリマシタノヲ、地租條例ニ於キマシテ明治四十三年度分ヨリ之ヲ施行スト云フコトノ改正ニナリマシタ結果、此兩案トモ「明治四十三年度分ヨリ之ヲ適用ス」ト云フコトニ修正ヲ致シタデアリマス、右御報告致シマス

〔政府委員若槻禮次郎君登壇〕

○政府委員(若槻禮次郎君) 唯今御報告ニナリマシタ總テノ案ハ一括シテ議題ニナッテ居ルサウデアリマスカラ、此場合其中第二ニ上ッテ居リマス、此災害地租特別處分法案ニ付テ一言致シテ置カウト思ヒマス、本案ハ唯今委員長ガ御述ベニナリマシタ如ク、政府ノ原案ハ延納主義ニ依ッテ立案シテアリマシタモノガ、免稅主義ニナッタノデアリマスカラ、修正トハ言ヘ、殆ド根本カラ廢案ヲセラレタ次第デアリマス、政府ガ此延納主義ニ依ッテ立案致シマス、マデノ間ハ、餘程ノ考慮ヲ盡シマシタ上テ立案シタノデアリマシテ、政府ニ於テハヤハリ此延納主義ノ方ヲ以テ宜シト考ヘテ居ルノデアリマスカラ、遺憾ナガラ委員會ノ修正案ニハ御同意ヲ申上兼ネマス

○伊藤大八君 本案ハ一括シテ直ニ二讀會ヲ開キ、委員長ノ報告通り讀會ヲ省略シテ各案ニ付テ御採決アラシコトヲ希望致シマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイモト認メマス、ソレデハ第一ヨリ第六マデ直ニ二讀會ヲ開クコトニ致シマス、而シテ原案全部ヲ議題ニ供シマス、採決ハ尙各案ニ付テ採決致シマス——日程第一、耕地整理法中改正法律案、委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

第一 耕地整理法中改正法律案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、委員長ノ報告通り本案ハ讀會ヲ省略シテ是ニテ確定致シマス、日程第二、災害地租特別處分法案、委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

第二 災害地租特別處分法案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、本案ハ前同様委員長ノ報告通り是ニテ確定致シマス、日程第三、沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル法律案

第三 沖繩縣ニ於ケル舊租免除ニ關スル法律案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、本案ハ是ニテ前同様確定致シマス、日程第四、明治四十一年法律第三十七號中改正法律案、委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

第四 明治四十一年法律第三十七號中改正法律案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、前同様本案モ是ニテ確定致シマス、日程第五、罹災救助基金法中改正法律案、委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

第五 罹災救助基金法中改正法律案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、前同様本案モ是ニテ確定致シマス、日程第六、東京市區改正條例中改正法律案、委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

第六 東京市區改正條例中改正法律案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、本案モ前同様是ニテ確定致シマス、日程第七、登錄稅法中改正法律案第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長矢島中君

第七 登錄稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

○矢島中君 本案ハ極メテ簡單ナモノデアリマスカラ此席ヨリ御報告致シマス、諸君、御承知ノ通り此案ハ輕便鐵道法ノ制定、著作權法、漁業法等ノ改正ノ結果カラ此案ノ必要ヲ生ジテ參リマシタノデゴザイマシテ、十分調査ヲ遂ゲマシタトコロガ別ニ委員會ニ於テ異議モゴザイマセヌ、滿場一致ヲ以テ此原案ヲ可決致シマシタ、本會ニ於テモ速ニ可決セラレンコトヲ希望致シマス

○伊藤大八君 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、三讀會ヲ省略シテ委員長報告通確定セシコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 伊藤大八君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス

第七 登録税法中改正法律案

確定議

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、讀會ヲ省略シテ本案ハ是ニテ確定致シマス

○佐竹作太郎君 拓殖會社外三件ノ委員會ヲ午前ニ引續イテ午後モ開キマスカラ、委員諸君ハ午前ノ場所ヘ參集ヲ願ヒマス

○議長(長谷場純孝君) 日程第八、韓國在勤鐵道院所屬官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、笠川繼孝君

第八 韓國在勤鐵道院所屬官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案(政府提 第一讀會ノ續(委員長出))

〔笠川繼孝君登壇〕

○笠川繼孝君 委員會ノ經過ヲ御報告致シマス、韓國在勤鐵道院所屬官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法律案、此案ハ自然法律ノ改正ノ結果ヨリ提出セラレマシタル案デゴザイマシテ、元ト韓國鐵道院官吏ハ統監府所屬ノ管轄デゴザイマシタノヲ、昨年十二月法律改正ノ結果、自然此法律案ヲ提出セラレマシタノデゴザイマシテ、委員會ハ前後二回ノ會ヲ開キマシテ、政府委員ト質問應答ノ結果、已ムヲ得ナイモノト委員會ハ認メマシテ、此案ヲ可決致シタノデゴザイマス、諸君モ滿場一致ヲ以テ速ニ本案ヲ可決アランコトヲ希望致シマス

○伊藤大八君 本案ハ直ニ二讀會ヲ開キ、讀會ヲ省略シテ委員長報告通リ確定セシコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 伊藤大八君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ直ニ二讀會ヲ開キ、議案全部ヲ議題ニ供シマス、委員長ノ報告ニ御異議ハアリマセヌカ

韓國在勤鐵道院所屬官吏ノ恩給及遺族扶助料ニ關スル法 確定議

〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、本案ハ讀會ヲ省略シテ是ニテ

確定致シマス、日程第九、土地收用法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、安東敏之君外二名提出——安東敏之君

第九 土地收用法中改正法律案(安東敏之君外二名提出) 第一讀會

土地收用法中改正法律案

土地收用法中左ノ通改正ス

第三十五條第一項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項第二號ノ損失額ハ第十九條ニ依リ地方長官カ收用又ハ使用スヘキ土地ノ細目ヲ公告シ又ハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知シタル日ニ於ケル價格ヲ標準トシテ算定スヘシ

○清水市太郎君 安東君ハ差支ガアリマスカラ……

○議長(長谷場純孝君) 清水市太郎君

○清水市太郎君 本案ハ御手許ニ配付シテアリマシテ、既ニ明瞭デアリマス、極メテ簡單ナモノデアリマスカラ此席カラ申上置キマス、ツマリ土地收用法ニ依リマス、場合ニ依リマス、土地所有者ノ受ケマス損失ノ程度ヲ定メルコトガ甚ダ正確デナイ、土地ノ價格ガ上ツタリ下ツタリスル際ニ方リマシテ、其土地ノ價格ヲ算定スル、其標準ヲ定メルタメニ修正ヲ要スルデアリマス、即チ土地收用法ノ四十七條以下數條ニ規定ガアリマシテ、損失補償ノコトガ書イテアリマスガ、其損失ノ程度ヲ定ムベキ日時ノ規定ガアリマセヌカラ、イロ／＼爭ガ起リマス、此修正ニ付キマシテ、地方長官カ收用又ハ使用スベキ土地ノ細目ヲ公告シ、又ハ之ヲ土地所有者及關係人ニ通知シタル日ニ於ケル價格ヲ標準トシテ、算定スベシトシテ、土地所有者ノ損失ノ程度ヲ計ル、斯ウ云フ標準ヲ的確ナラシムル趣意ニ外ナラヌデアリマス、願クハ御手許ニ配付シテゴザイマスカラ、御覽下サイマシテ御賛成アランコトヲ希望致シマス

○伊藤大八君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託センコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ其通リ決シマス、——日程第十、鐵道建設ニ關スル建議案ヲ議題トナシ、議案ノ朗讀ヲ省略致シマス、千田軍之助君外六名提出——千田軍之助君

第十 鐵道建設ニ關スル建議案(千田軍之助君外六名提出)

鐵道建設ニ關スル建議案

一和歌山縣下和歌山市ヨリ同縣下黑江、日方、湯淺、御坊、田邊、新宮及三重縣下水ノ本、尾鷲、長島ヲ經テ同縣下宇治山田市ニ接續スル鐵道

右鐵道ハ産業ノ發展交通ノ不備ヲ補ハムカ爲急設ヲ要スルモノト認ムルニ依リ政府ハ速ニ調査ヲ遂ケ建設ニ著手アラムコトヲ望ム

右建議ス

(千田軍之助君登壇)
○千田軍之助君 諸君、私ハ此鐵道建設ニ關スル建議案提出者ノ一人デゴザイマスカラ、極メテ簡單ニ其理由ヲ述ベヤウト存ジマス、即チ此鐵道ハ諸君ノ御手許ヘ回ッテアリマスル建議案ニアリマス通り、和歌山縣下和歌山市ヨリ同縣下黑江、日方、湯淺、御坊、田邊、新宮及三重縣下木ノ本、尾鷲、長島ヲ經テ同縣下宇治山田市ニ接續スル鐵道、即チ是ダケノ土地ヲ經由スル鐵道アリマス、此沿道ニ住居スル人口ハ既ニ二百万以上ニ達シテ居ルノデアリマス、而シテ沿岸地方ハ到ルトコロ土地肥沃デアリマシテ、莫大ナ米麥ヲ產出致シマス、加之少シク奥ノ方ヘ參リマスルト、到ル處大森林ガアルノデアリマス、即チ東京ヘ年々新宮材ト稱シテ數百萬圓ノ木材ヲ新宮ノ方カラ輸出致シマス、即チコレハ此到ル處ニアル大森林ノ一部ヲ伐採シテ東京ニ運出スモノデアリマスコトナラズ、又天下ニ名高イ紀州密柑ト云フノガアリマス、是モ即チ一箇年數百萬圓產出スルノデアリマスガ、此密柑ハ即チ湯淺附近ニ於テ悉ク產出スルト申シテモ宜イノデアリマス、此ノ如ク木材ノ上カラ申シテモ、天下ニ名高イ柑橘ノ上カラ申シテモ、皆此地方カラ產出スルノデアリマス、加之海ハ即チ和歌山市ヨリ田邊ニ到ル二十有餘里ノ間ハ即チ是ハ紀州沖ニ面シテ居ルノデアアル、而シテ田邊ヨリ三重縣長島附近ニ到ル數十里ノ間ハ所謂熊野灘デアリマシテ、南洋ニ面シテ居ルノデアリマス、而シテ此沿岸地方ニ於キマスル魚族ハ實ニ豐富ナモノデアリマシテ、實ニ其魚族ガ豐富デアルノミナラズ、其味ノ美味ナルコト實ニ天下ニ冠タリト申シテモ宜イノデアリマス、即チ東京ナドノ魚ハ此沿岸地方ニ產スル魚族ニ較ベマシテ、マルデ味ハ同ジカラヌデアアル、此ノ如ク人口ノ上カラ申シテモ既ニ二百万以上住居シテ居リマス、又海陸ノ物產カラ申シテモ唯今申シタノハ一例デアリマスルガ、今申シタヤウニ海陸共ニ物產ニ非常ニ富シテ居リマス、實ニ海陸ノ物產ニ富シテ居ルノミナラズ、一度其地ニ遊ビマスルナラバ、實ニ明媚秀麗ニシテ且雄大ナル山水ガ到ル處ニアルノデアアル、唯天下ニ知レテ居ルノハ那智ノ瀑布トカ、瀨八丁位ニ過ギナイガ、ソレ以上ニ明媚秀麗ニシテ且雄大ナル山水ガ到ル處ニアルノデアアル、此點カラ申セバ確ニ世界有數ノ私ハ自然的公園ト申シテモ宜イト信ズルノデアリマス、又此沿道ニハ有名ナル神社佛閣モ實ニ澤山アリマス、其一例ヲ舉ゲテ申シマスルナラバ、即チ新宮ノ少シ上ニ溯ッタ處ニ本宮ト云フ處ガアリマスルガ、其本宮ニハ國幣社ノ熊野神社ト云フノガアリマス、熊野神社ト申スノハ崇神天皇ガ御創設ニナツタ神社デアリマシテ、即チ今日ハ國幣社デアリマスルガ、此神社ニハ古來上皇トカ、法皇トカ、或ハ女院トカ云フ方ガ澤山御參拜ニナツテ居リマス、其一例ヲ申シマスルト、平城法皇、花山法皇、白河法皇ナドハ各、一回ア、此地ヘ行幸遊バサレテ居ル、ソレカラ堀川院ガ一度、鳥羽法皇ナドハ八回モ此地ヘ行幸遊バサレテ居ル、又後白河法皇ノ如キハ御

一代ノ中ニ三十四回モ此地ヘ行幸遊バサレテ居ル、又武將デハ平重盛、平維盛、其他澤山參拜サレテ居リマスルガ、夫故ニ此當時ニ於テハ蟻ノ熊野ト申シテ、蟻ガ行列シテ進行スルガ如ク、上ハ天皇ナリ、法皇ナリ、其他國民一般蟻ノ行列ノ如ク熊野ニ參拜シタト云フノデアアル、此ノ如ク何レノ方面カラ見マシテモ、即チ人口ノ上カラ申シマシテモ、海陸物產ノ豐富ナル點カラ申シマシテモ、亦山水ノ明媚秀麗ニシテ且雄大デアッテ、即チ世界有數ノ自然的公園ノ一ニ算ヘテ宜イト云フ點カラ申シマシテモ、此地方ヘ鐵道ヲ今ヨリ十年前モ早ク著手シナケレバナラヌト考ヘルノデアアル、之ヲ即チ九州ノ或ル方面、山陰道ノ或ル方面、東北ノ或ル方面、又北海道ノ或ル方面ニ較ベマスレバ確ニ著手ガ十年後レテ居ルト考ヘル、全ク吾々地方ノ代議士ハ初期以來地方問題ト云フモノハ殆ド提出セヌノデアリマス、提出シナクテモ此ノ如キ鐵道問題ハ當局者ハ必ズ公平ノ眼ヲ以テ相當ナ時期ニハ著手スルモノト信ジテ居ッタ所ガ何年經ッテモ當局者ガ此方面ニ著手ヲシナイ、實ニ今日ハ全國ノ鐵道政策ノ全體カラ考ヘタナラバ確ニ十年後レテ居ルノデアリマス、是レ茲ニ已ムヲ得ズ本案ヲ提出シタ所以デアリマスカラ、ドウカ諸君モ滿場一致デ御贊成アリ、政府モ速ニ調査ヲサレテ此方面ニ著手サレンコトヲ希望致シマス

○伊藤大八君 本案ハ曩ニ選定セラレタル鐵道ノ委員ヘ附託センコトヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ曩ニ選定セラレタル鐵道ノ特別委員ニ附託ト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認マスカラ其通り決シマス、日程第十一、山陰山陽橫斷線速成ニ關スル建議案ヲ議題トナシ、議案ノ朗讀ハ省略致シマス、提出者福井三郎君外三名——福井三郎君

第十一 山陰山陽橫斷線速成ニ關スル建議案

(福井三郎君外二名提出)

一鳥取縣下米子ヨリ岡山縣下津山ニ接續スル鐵道
國庫補助ノ下ニ宇野灣築港既ニ成リ宇野鐵道開通ニ依リ中國四國ノ連絡成
ノ今日ニ於テハ速ニ津山米子間ニ鐵道ヲ敷設シ山陰山陽四國間ノ運輸交通
ノ利便ヲ開キ以テ其ノ經營ノ本旨ヲ大成セサルヘカラス既設中國鐵道ヲ利
用シ之ヲ接續シテ米子ニ達セシメハ山陰中西部ノ百貨ハ容易ニ關西商業中
樞地ナル阪神ニ轉送セラルヘキヲ以テ陰陽連絡幹線ニ先チ急設スルコトノ
得策タルヤ疑ナシ政府ハ速ニ之カ調査ヲ遂ケ相當ノ處置ヲ執リ建設ニ著手
セラレムコトヲ望ム

右建議ス

○福井三郎君 極ク簡單デアリマスカラ是カラ説明致シマス、本案ハモウ既ニ事實ニ

於テ政府ノ計畫デモ極テ居ルコトデアリマス、要ハ唯迅速ニシテ貫ヒタイト云フニ過ギナ
イノデアリマス、曩ニ千田君ノ建議セラレタル鐵道ノ如ク、權現、玉津島ノ名勝ナシト
雖モ、山陰山陽ノ間ニ鐵道ヲ以テ人跡ヲ杜絶シタルコロノ間ニ聯絡ヲ取ルノデ、
一日モ忽セニスベカラザル鐵道デアリマス、政府ハ今日マデ之ヲ閑却シテ居ルト云フコト
ハ、實ニ大ナル怠慢デアラウト存シマス、故ニ茲ニ本案ノ建議ヲ以テ之ヲ促ス所以デアリ
マス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス

○伊藤大八君 本案モ前案同様、曩ノ鐵道ノ委員ニ附託サレシコトヲ希望致シマス

○議長(長谷場純孝君) 本案モ前案同様、曩ノ鐵道ノ委員ニ附託ト云フコトニ御
異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ其通り決シマス、日程第十二、鑛
煙毒除害命令並被害救済ニ關スル建議案ヲ議題トナシ、議案ノ朗讀ハ省略致シマ
ス、提出者武藤金吉君外十一名——武藤金吉君

第十二 鑛煙毒除害命令並被害救済ニ關スル建議案
(武藤金吉君外十一名提出)

鑛煙毒除害命令並被害救済ニ關スル建議案

愛媛縣別子銅山、四阪島精鍊所、秋田縣小坂銅山、栃木縣足尾銅山、茨城縣日
立銅山、福島縣加納銅山其ノ他ノ鑛煙毒ノ被害ハ年々激甚ヲ極メ其ノ關係
地方タル愛媛、秋田、青森、栃木、群馬、埼玉、茨城、福島ノ各縣其ノ他ノ地方
ニ於テ山林田畑ノ害毒ヲ被リ惹テ人畜ノ衛生狀態ヲ損傷スルコト多大ナリ
政府ハ明治四十二年ヲ以テ鑛煙毒調査會ヲ設ケ之カ調査ニ著手シタリト雖未
タ其ノ解決ノ一斑ヲモ示サス國家ノ大損害タル斯ノ問題ヲシテ荏苒閑却觀
スルカ如キハ特ニ遺憾トシテ被害民ノ忍フ能ハサル所ナリ政府ハ各銅山鑛
業者ニ對シ嚴重ナル除害命令ヲ勵行シ並被害地ニ對シテハ速ニ救済ノ方法
ヲ決行セラレムコトヲ望ム

右建議ス

(武藤金吉君登壇)

○武藤金吉君 極メテ簡單ニ説明致シマス、併ナガラ各所ニ亙リテ居リマス事實ダケ
ハ述ベナケレバナリマセヌカラ、暫ク御辛抱ヲ願ヒマス、諸君、此鑛煙毒被害地ハ今ヤ全
國十縣ニ亙リテ居リマシテ、此鑛煙毒被害ニ付テ除害命令ガ行ハレテ、其被害ノ救済ノ
出來マシタノハ足尾銅山ノミデアリマス、其他ノ鑛山ニ至リマシテハ未ダ調査中ニ屬シマ
シテ、要領ヲ待テ居リマセヌ、故ニ此建議ヲ出スニ至リマシタノデアリマス、秋田ノ小坂
銅山、ワレカラ別子銅山、四阪島ノ製煉所ニ付キマシテ此處置ラシテ貫ヒタイト云フノ
ガ、本建議案ノ趣意デアリマス、諸君、我國ノ田バカリハ全國ヲ通シマシテ二百八十

萬町歩アリト致シマスレバ、其中ノ三萬町歩以上六即チ鑛煙毒被害地ニナリテ居リマス、之
ニ烟ヲ合セマスレバ被害地ハ五萬町歩餘ニナリテ居リマス、之ニ山林ノ小坂ノ關係ニ於
テ二十萬町歩餘、ワレカラ四阪島ノ關係ニ於テ九千四百町歩、ワレカラ足尾ノ關係ニ
於テ二萬餘町歩、之ヲ合シマスレバ實ニ田畑山林ノ被害ノ大ナルコト驚クベキモノデア
リマス、而シテ是等ノ鑛煙毒除害方法ニ付テハ、嘗テ明治三十一年ニ足尾銅山ニ對シマ
シテハ二十七箇條ノ嚴重ナル豫防命令ガ出テ居ルデアリマス、ワレテ其中ノ煙毒ニ對
スル方法ヲ致シマシテハ足尾ノ山ニハ脫硫塔ト云フモノガ出來テ居ル、是ハ各製煉所
カラ集リマス煙ヲ一箇所ニ集メマシテ、而シテ此石灰乳ヲ作リマシテ、之ヲ攪拌シテ除
クト云フコトニナリテ居ル、此豫防命令ニ依テ鑛煙毒ノ除害方法、此煙毒ノ除害方法
ヲ致シテ居リマスガ、其當時ハ之ヲ有效ナルモノトシテ、此命令ヲ以テ今日デモヤッデ
居リマスケレドモ、其除害ノ方法ニ付キマシテハ當局者ニ於テモ、亦鑛山業者ニ於テモ、
既ニ效力ガナシト云ウテ居ル、其效力ノナイモノ何故ニ足尾銅山ニ命令ヲシテ實行
サセテ居ルカト云フコトハ研究スベキ問題デアル、而シテ秋田縣ノ小坂銅山、四阪島等
ニハ、一方ニ於テ足尾ニ此命令ヲシテ置キナガラ、何等ノ命令モシテナイノデゴザイマス、
試ミニ今秋田ノ小坂ノ被害ノ狀況ヲ申シマスレバ、日本ニ於テ此銅山ト言ヒマスレバ
足尾、小坂、別子デアリマス、其三大事業ノ一ノ中ノ小坂ノ銅山ハ一晝夜ノ製煉高
ガ一千二百噸デアルサウデアリマス、而シテ其三分ノ一ハ硫酸酸デアッデ、又其所ヨリ
流出スルコロロ硫酸銅鐵ノ毒分ト云フモノガ米代川ニ入り、サウシテ灌漑用水中ニ悉
ク此毒分ガ流レテ居リマス、秋田縣ノ此附近ノ二郡、鹿角、北秋田ノ二郡中二三箇
村ヲ除ク外被害ノナイ處ハナイ、四十一年度ノ損害ハ大館町外十箇町村ニ於テ農作
物ノ被害ハ三十二萬圓ヲ數ヘテ居ル、其他各郡青森縣ニ及ンダコロロ被害ヲ調ベテ
見マスレバ百萬圓餘ニナリテ居ル、實ニ小坂ノ煙毒ノ甚大ナルコトハ彼ノ邊ニ往テ御覽
ニナレバ驚クベキモノデアル、秋田、青森、岩手ノ三縣數十里ノ山野、田畑ニ瀰蔓シ
テ、亞硫酸瓦斯ガ其上ニ漲ッテ居ルデアリマス、現ニ小坂ノ西三里ノ大館町ハ臭氣
紛々トシテ鼻ヲ衝イテ居リマス、殊ニ此煙害ノタメニ我國ニ於キマシテ國有林中杉材ヲ
以テ有名ナルコロロ長木澤ノ國有林ハ全部枯レテシマッテ居ル、又町村カラ申シマスレ
バ、長木、釋迦内二箇村、大館町等ノ米作ハ年々平作ノ五割ヲ減シテ居ル、其他草
木、蔬菜類ハ殆ド全滅、若クハ半分位ハ減シテ居ル、殊ニ數十里ヲ隔テタル山本郡ニ
於テ桐ヤ松ノ木ハ全部枯レテ居リマス、此ノ如ク被害ノ多大ヲ極メテ居ルニモ拘ラズ、
未ダ當局者ハ足尾ニ對スル如キ、三十七箇條ノ命令ヲ小坂銅山ニ對シテハ行ッテ居ラ
ヌデアリマス、而シテ此煙害ノ如キモ土地ノ被害人民ハ半分ニ切下ゲテ呉レ、若ハ低
クシテ呉レト云フノデアリマスガ、未ダ其處分ヲ致シテ居ラヌデアリマス、要スルニ今日
ハ昨年來鑛煙毒調査會ガ設定セラレテ居ッテ、調査中ニ屬シテ居ルト云フコトデアリマス

が、政府が調査會ヲ設ケテ二年モ經テ、未ダ調査ノ報告モナケレバ、又如何ニ之ヲ處分救済スルコト云フ方法ノ立タヌノハ何故アルカト云フコトヲ疑フデアリマス、是ガ小阪ニ對スル大體ノ狀況デアリマス、又愛媛縣ノ四阪島ニ付テノ概要ヲ申シマスレバ、四阪島製煉所ハ別子銅山カラ礦物ヲ運シテ來マシテ、サウシテ四阪島ニ製煉スルノデアリマス、此四阪島ニ製煉所ヲ置キマシタノハ礦業條例ノ第五十九條ノ命令ニ基キマシテ、明治三十七年七月ニ此處ニ移轉シタノデアリマス、其處モ三十八年以來今日ニ至ルマデ、愛媛縣ノ越智、周桑、新居ノ三郡四十二箇町村ハ此製煉所ノ亞硫酸瓦斯ノタメニ風位、風向ニ依ッテ一帯ニ被害ヲ受ケテ居ル、而シテ其一日ノ製銅高ハドノ位デアアルカト云フト、約十九萬貫デアアル、平均之ニ含シテ居ルトコロノ亞硫酸瓦斯ヲ見マスルト二六、二七三トナッテ居ル、サウシテ製銅十七萬貫目ニ含シテ居ル、亞硫酸瓦斯ヲ數ヘテ見マスレバ、實ニ六萬二千四百三十六貫モ含シテ居ルノデアリマス、此タメニ其附近一帯ヲ悉ク燻ッテシマフ、其結果トシテ此三郡ハ穀物蔬菜ニ至ルマデ被害ヲ及ボシテ居ルノデアリマス、而シテ愛媛縣ニ於テ一箇年米麥ダケデアリマシテモ二十四萬乃至三十七萬圓ノ被害デアアル、其他樹木及花卉、蔬菜等ヲ勘定致シマシタナラバ、殆ド百萬圓ニ近イ損害デアアルサウデアリマス、殊ニ昨年ノ如キハ此煙害カラ延イテ蟲害ヲ誘發致シマシテ、非常ニ惱シテ居ル、爲ニ小作人ト地主トノ間ニ風波ヲ生シテ、小作ヲ負ケトカ引ケスカ云フヤウナ爭ガ起ッテ、誠ニ土地ノ人ハ難澁ヲ致シテ居ル、而シテ又地價ノ如キモ既ニ二三割賣買ノ上ニ於テ減シテ居ルト云フノデゴザイマス、諸君、其外ニ茨城縣ニ於キマシテ日立鐵山ノ如キ、福島縣ニ於キマシテ加納鐵山ノ如キ、實ニ是程大キクハアリマセヌケレドモ、ヤハリ同様ノ被害ヲ受ケテ居ルノデアリマス、ソレデ鐵毒調査會ハ調査中デアアルト云フコトデアリマスガ、此鐵毒被害ハ所謂國ノ病デアリマス、今日吾々ハ此銅山ノ鐵業停止ヲ叫ブ者デアリマセヌ、我邦ノ國富ト致シマシテ此銅山ノ採掘ハ甚ダ國ノ富デアリマス、又地カラ出ルモノ、中デハ一番ニ石炭、銅ガ大ナルモノデアリマシテ、之ヲ獎勵シ、之ヲ歡迎スルモノデアリマスケレドモ、一面ニ於テ此ノ如ク非常ナル被害ガアリト致シマスレバ、是ハドウシテモ國家ガ救済ヲシナケレバナラヌコトデアアルノデ、然ルニ當局者ハ此鐵業主ト被害者トノ示談ニ此問題ヲサシテ置クガ如キハ抑々理窟ヲ得ナイ、是等ハ國家ガ此救済ノ方法ヲ執リ、又學術上此豫防ノ出來ル方法ヲ執ッテ豫防シナケレバナラヌコトデアアルト斷信スルノデアアル、試ミニ諸君、足尾銅山ノ如キハ此鐵毒調査會ガ設ケラレマシテ、其解決ト致シマシテハ植林ヲ致シマシテ、三十八年ニ於テ十箇年計畫、七十八萬圓ヲ荒シタル森林ノ植林ヲヤハリ國家ガヤッテ居ル、又田地ノ荒廢ニ屬シタメニ收穫ガ減シタト云フコトニ付キマシテハ、地價修正ヲ三回マデ行ッテ居ル、國家ノ損害デアリマスケレドモ、是ハ國家ガドウシテモ此豫防

ノ方法ト、サウシテ此取締ヲシナケレバナラヌモノデアアル、鐵業主ト被害者ガ是ガ談判ニ依ッテ損害ノ賠償ヲ取ルガ如キハ絕對ニ宜シクナイノデアアル、秋田ノ小坂鐵山ノ如キモ四十一年度ニ於テ同地被害人民ガ之ヲ要求シテ、一万四千圓ノ被害ヲ要求シテ取ッタト云フコトハ聞イテ居リマスケレドモ、是ハ被害者ト鐵山業者トノ事業デアリマセヌ、益々鐵業ノ發達ト共ニ之ニ伴フ被害ト云フモノハ免ガルベカラザル數デアリマス、果シテ然ラバ此鐵業ニ對シマシテハヤハリ同一ナル命令ヲ以テ、例ヘバ煙毒ニ致シマシテモ、鐵毒ニ致シマシテモ、取締ヲスルコトハ是ハ急務中ノ急務デアリマス、一方ニ於テハヤハリ役ニモ立タナイトコロノ命令ヲ現存シテ置イテ、一方ニハ調査中ト稱シテ被害ノ大ナルモノヲ未ダ解決ヲシナイテ置クコト云フコトハ困ルノデアリマス、是等ニ付キマシテハ被害人民カラ續々請願書等モ出テ居リマスルガ、當局政府ハ言葉ヲ曖昧ニシテ此解決ヲ付ケナイノデアリマス、已ムヲ得ズ吾々ハ本建議案ヲ出シマシテ、速ニ是等ノ處置ヲ付ケテ貰ヒタイト云フノガ希望デアリマス、尙詳シクハ委員會ニ於テ十分政府ノ調査ヲ質シ、速ニ是等ノ處分ヲ致シテ、サウシテ一面ニ於テハ果シテ鐵煙毒ハ學術上豫防ノ出來ルモノデアアルカ、出來ナイモノデアアルカ、世界ニ鐵煙毒ヲ豫防スル科學ガ出來テハ居ナイノデアアルカ、若シアリトスレバ如何ナル方法ニ依ッテ鐵煙毒ノ除害方法、除害命令ヲ發スルノデアアルカ若シ出來ナイトシテモ之ヲ抛ッテ置クベキモノデハナイ、出來ナイトスレバ如何ナル範圍ニ於テ之ヲ豫防スルカト云フコトハ、苟モ國ノ政治ヲ爲ス上ニ於テ爲スベキコトデアアルト信ズルノデアアル、又モウ一ツハ此損害ノ賠償デアリマス、損害ノ賠償ニ付テハ鐵業主ト被害者トノ間ノ問題デアリマセヌ、國家ガ相當ノ方法ヲ立ッテ、例ヘバ山林ニ致シマシテモ、田畑ニ致シマシテモ、ヤハリ相當ノ解決ヲ致シマシテ、地價ヲ修正スルナリ、或ハ免租處分ヲ行フナリ、又損害アリトスレバ、政府ガ相當ノ方法ヲ以テ是ガ損害ヲ償フコトハ是至當ナ話デアアル、然ルニ荏苒日ヲ送ッテ唯鐵業主ト被害者トノ間ノ問題ニシテ置クカラ總テガ解決ヲ致サヌノデアアル、デ鐵毒問題ト申シマスレバ唯ヤカマシク云フヤウデアリマスケレドモ、本員等ハ漫リニ鐵業停止ヲ叫ビ漫リニ鐵業者ヲ罵リ、サウシテ詭激ナル言論ヲ以テ鬭フモノデアリマセヌ、實ニ此十縣ノ各町村人民ノ之ガタメ困難シテ居ル、山ノタメニ此鐵ニ伴フコトノ被害ノタメニ苦シテ居ル狀況ヲ實際ニ御覽ニナリマシタナラバ、實ニ是ハ國家ノ大問題デアリマス、又段々鐵業ガ進ムニ從ッテ單リ足尾ノミデアリマセヌ、單リ四阪ノミデアリマセヌ、實ニ普及スルコトコガ多イノデアリマス、近來ハ炭山ナドニ於キマシテモ此被害ヲ見ルコトニ至リマシテ、現ニ福島縣ノ石城郡ノ湯本村ニ於キマシテハ銅山デアリマセヌケレドモ、石炭ノ採掘ノタメニ戸數ノ六百戸モアッテ、人口ノ三千以上モアル村デ、井戸ノ水ガ全部濁レテシマツタ、又附近溫泉ノ十數箇所ガ皆溫泉ガ出ナクナッタヤウナ結果モ見エテ居リマス、實ニ是等此鐵

煙毒ノ被害、鑛山ニ伴フニコロノ、影響スルトコロノ弊害ガ伴テ來テ居リマスカラ、是等ニ付テハ當局政府ハ速ニ此救済ノ方法ヲ講シテ、救済ノ方法トシテハ政府自ラ此損害ノ衝ニ當テ解決スルノ必要ナリト云フコトヲ信シマシテ此建議案ヲ提出シテ次第アリマス

○伊藤大八君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託センコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 議長指名十八名ノ委員ニ本案ヲ付託スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ハナシト認メマスカラ其通り決シマス、日程第十三、武豐港修築ニ關スル建議案ヲ議題トシ、議案ノ朗讀ハ省略シマス——清水市太郎君

第十三 武豐港修築ニ關スル建議案(清水市太郎君提出)

武豐港修築ニ關スル建議案

一 武豐港ハ太平洋沿岸ノ一良港ニシテ少許ノ修築ヲ加フルニ於テハ一大貿易港タルヲ得ルコト斯業界ノ定論ナリ

一名古屋市ヲ中心トシテ近傍數縣ニ輸出入スル貨物ハ武豐ノ關門ヲ經由スルヲ以テ最便宜ナリトス

因テ政府ハ武豐港ニ相當ノ修築ヲ加ヘムコトヲ望ム

右建議ス

(清水市太郎君登壇)

○清水市太郎君 諸君、本員ハ我尾張國武豐港ノ修築ニ關スル建議案ヲ提出致シマシテ諸君ノ御賛成ヲ請ハントスルノデアリマス、港灣修築ノ必要ナルコトハ既ニ賢明ナル諸君方ニ於キマシテハ御認メニナッテ居ルコトデアッテ、續々ト此種ノ建議案ガ提出セラレマスノハ誠ニ私ハ國家ノタメニ慶賀スルコトコロゴザイマス、殊ニ政友會ノ諸君ニ於キマシテハ廣ク一般ノ港灣ニ關スル建議案モ御提出ニナリマシテ、大岡君ノ御説明ニ依リマスレバ、鐵道速成ノ建議案ト相俟ッテ海陸ヲ聯絡セシムルニ於テ最モ必要ナル、斯ウ云フ風ニ御説明ニナッテ居ル、其理由ヲ聞クニ及ビマシテ、本員ノ如キモ大ニ同感ノ情ニ堪エヌノデ、誠ニ海陸輸送ノ聯絡ヲ付スルコトハ國家ノ一日モ忽セニスベカラザルコトデアルト信ズル者デアリマス、此理由ト同ジ譯合ニ依リマシテ本案ヲ提出シタル次第デゴザイマス、而シテ賢明ナル諸君ノ前ニ於キマシテ歐米諸國ノ例ヲ引クノモ恐入ルコトデアリマスルガ、併ナガラ先輩國ノ如何ニ此港灣修築ノ問題ニ關シテ熱誠デアルカ、如何ナル方法ヲ以テ修築スルカト云フコトヲ一瞥スルノハ又無用ノコトデナイト信シマス、英國ノ「サアウオースレー」ガ海上ヲ命令スルモノハ貿易ヲ命令シ、貿易ヲ命令スルモノハ世界

ノ富ヲ命令シ、從テ世界其物ヲ支配ス」ト云フコトヲ絶叫シタ以來、各國ハ此格言ヲ服膺致シマシテ大ニ此海上權ヲ得ンコトヲ競ウテ居ルモノデアリマス、而シテ此海上權ヲ得ルニ付キマシテハ第一ニ海員ノ養成ヲ爲シ、第二ニ造船ノ獎勵ヲ爲シ、第三ニ港灣ノ修築ヲシテ居リマス、而シテ港灣ノ修築ニ至ッテハ最モ力ヲ注イデ居リマス、英ト曰ハズ、獨ト曰ハズ、佛ト曰ハズ、米ト曰ハズ、大ナル金額ヲ修築ニ費シテ年々歳々此方針ヲ進メツ、アル、英國ノ如キハ倫敦「テームル」河畔二十五哩ヲ悉ク修築シテ居ル、而シテ其費シタルニコロノ金額ハ實ニ幾億萬圓ヲ以テ計算シテ居ル、其結果ハ直ニ現ハレテ世界第一ノ繁昌スル港灣トナッテ、一年ニ千七百五十萬噸ト云フ船舶ガ出入シテ居ルノデアル、將又漢堡ハ千六百五十萬噸、紐育ハ千七百三十萬噸ト云フヤウナ大ナル噸數ノ船舶ガ出入ヲシテ居ルノデアリマス、其他全國到處ノ港灣ヲ一トシテ修築シナイノハナイ、此ノ如ク致シマシテ、港灣ヲ修築シテ船舶ヲ引付ケテ、サウシテ其國家ノ富強ヲ圖ルニ汲々トシテ居ル、而シテ如何ナル方法ニ依ッテ海陸輸送ノ聯絡ヲシテ居ルカト云フコトヲ見マスルト、先ッテ船舶ガ其港灣ニ入ッテ來マスルト、ソコニ大キナ棧橋ガアル、船渠ガアッテ、其棧橋ノ上ニハ鐵道ガチャント延長シテアル、其棧橋ノ上ニハ大キナ「グレーン」ガアル、即チ荷物ノ揚卸ヲスルトコロノ機械起重機ト云フモノガ備附ケテアル、其備附ケテアルニコロノ起重機ハ五噸乃至百二十五噸ト云フヤウナ大ナル懸隔ガアッテ、大小ノ荷物ハ悉ク其所デ揚ゲルコトガ出來ルヤウニナッテ居リマス、漢堡ニアル起重機ハ實ニ世界第一ト云ハレテ居ッテ、實ニ百二十五噸ノ荷物ヲ揚卸スルトコロノ起重機ヲ持ッテ居ル、サウシテ如何ナル大船巨船ガ參リマシテモ、其荷物ヲバ忽チ其所デ揚卸ラシテシマッテ、棧橋マデ延長シテ居ルニコロノ鐵道ニ載セテ、之ヲ需用スルトコロノ工場ナリ、停車場ナリヘ持ッテ往ッテシマフ、ソレデ工場ナリ、何ナリ、需用者ノ所マデハ鐵道ガ通ッテ居ッテ、一直線ニ其所マデ送り著ケテシマフノデアル、此ノ如ク海陸輸送ノ聯絡ハ歐米各國ノ諸港ニ於キマシテハ完全ニ出來上ッテ居ル、然ルニ帝國ノ港灣ノ狀態ヲ見マスルト、一番進ンデ居ルニコロノ橫濱トカ、神戸トカ申シマシテモ、サウ云フヤウナコトハ愚カナコト、數日ヲ費シ、甚シキハ數十日ヲ費サナケレバ此一萬噸トカ、二萬噸ト云フ巨船ノ荷物ヲ卸スコトガ出來ナイト云フ狀態ニナッテ居リマス、此ノ如キハ決シテ國家ノ爲メニ賀スベキコトデハナイ、ソレデ大ニ港灣ノ修築ヲシテ力ヲ注イデ心ヲ傾ケテ此事ヲ遣ラヌコトニハ列國ト相對峙スルコトガ出來ナイカと思フ、ソレデ港灣ヲ修築スルニ方リマシテ考ヘネバナラヌコトガ一點アル、即チ第一ハ此港灣ヲ修築スレバ如何ナル實益ヲ見ルコトガ出來ルカ、第二ハ此港灣ノ修築ニハ實益ガアリトスルモ、如何ナル費額ヲ要スルヤ、其費額ハ到底企及ベカラサル費額デアルヤ否ヤ、將又ソレダケノ費用ヲ費シテソレダケノ實益ヲ收メル算盤ガ持テルヤ否ヤ、此二點デアル、此二點ノ見地ヨリ致シマシテ、我武豐

港ヲ觀察致シマス、武豐ハ天然ノ良港ナル、故ニ經費ハ非常ニ少ナイ費額ヲ以テ完全ナル貿易港ニナル、斯ウ云フコトデアリマス、ソレハ私素人ノ言ナシ、海軍中將肝付兼行君ガ曩ニ海軍水路部長ヲシテ居ラレル時分ニ全國ノ港灣ヲ悉ク調査セラレタ、其時ニ肝付海軍中將ノ報告ニハ、武豐ハ實ニ太平洋沿岸ノ一良港ナル、其譯ハ凡ソ港灣ノ良否ヲ判別スルニハ、第一ニハ其風波ノ靜穩デアルヤ、荒イカ、風波ノ靜穩ナルヤ否ヤ、第二ハ水深ガ——水ノ深サガ何尋位アルヤ、碇泊スルニ適度ノ深サデアルヤ否ヤ、即チ適當ノ深サハ四尋乃至十尋デアル、四尋ヨリ淺クテハ碇泊ガ出來ナイ、又如何ナル大船巨舶デモ十尋ヨリ深過ギテハ錨ガ居カナイデ船ガ流レル虞ガアル、故ニ水深ハ適度ノ水深デアルヤ否ヤ、將又水底ハ岩デアルカ、砂デアルカ、將又泥デアルカト云フコトヲ見マス、ソレデ船ノ碇泊ニ最モ便利ナルノハ云フマデモナク水底ガ泥デアル場合デア、而シテ又第四ニ接地ニ餘地ガアルヤ否ヤト云フコトデア、此接地ノ餘地ハ貿易ガ繁昌シテ土地ガ四方ニ伸ル餘地ガアルヤ否ヤ、此四點ヲ以テ標準ト致シマシテ、肝付海軍中將ノ報告ニハ武豐港ヲ調査セラレタ結果、太平洋沿岸ノ一良港ナリト云フコトヲ斷定シテ居ラレ、ソレカラ明治十七年ニ元ノ川村海軍卿ハ見ルトコロガアッテ、元ノ柳海軍少將ヲ派出シテ、サウシテ此武豐港ヲ調査セラレタ結果、遂ニ此處ニ鐵道ノ起點ヲ置クコトニナリマシタ、此武豐港ハ所謂武豐線ノ起點ガ此處ニアル、此鐵道ノ起點ガアルト云フコトが大ニ重要ナルコトデアラウト思フ、即チ海陸輸送ノ聯絡ヲ付ケルトコロノ鐵道ガ港灣ノ處マデ來テ居ルト云フコトハ大切デアッテ、見込スベカラザルコトデアルト思フ、而シテ更ニ此武豐港ノ良港ナル證據ハ二十三年ニハ海軍大演習此地で行ウタ、天皇陛下ニモ御臨幸ガアリマシテ、二十四隻ノ大小軍艦ガ縱橫無盡ニ驅馳ヲ致シマシテ、毫モ其妨害不自由ヲ感ゼナシト云フコトニ徴シマシテモ、武豐港ノ良港ナルト云フコトハ明瞭デアラウト思ヒマス（「明瞭シテ居ル」ト呼フ者アリ）是ニ於キマシテ二十二年ニ我政府ハ開港ト致シマシタ、開港致シマシテ今日マデ十年程經チマシテ、別段ニ一ツモ施設ヲ加ヘタコトハアリマセヌ、併ナガラ其施設ヲ加ヘザルニモ拘ラズ、輸出入ハ今日數百萬圓ニ達シテ居ル、サウシテ直關稅ト云フモノハ其數額ノ割合ニ餘計ノ關稅ガ上ルト云フノハ石油ガ大ニ輸入サレルカラデ、石油ノ輸入サレルノハ二百五十六萬圓ニ上ルト云フコトデアリマス、ソレデ關稅ハ割合ニ餘計ニ取ル、即チ六十萬圓内外ノ關稅ガ上ルトデア、此ノ如ク武豐港ガ既ニ良港ナル以上ハ、是ニ僅ノ費額ヲ投シマスレバ一大貿易港トナルコトガ出來ルデア、即チドウスルカト申シマスレバ、先刻申上ゲマシタヤウニ、歐米各國ノ良港灣ニ比シマシテ棧橋ヲ設ケル、完全ナル棧橋、即チ上ニ鐵道ヲ二線走ラセル、其兩側ニ輸入物ヲ入レル倉「ウエーハウス」輸出物ヲ入レル倉、斯ウ云フモノヲ備ヘテ、如何ナル大船巨舶ト雖モ武豐港深ク入レバ此完全ナル棧橋ヘ來テ

横付ニ出來ル、故ニ五十萬圓乃至百萬圓ノ金ヲ此港灣ニ投シタラバ、完全ナル太平洋沿岸ノ一良港トシテ立派ナ貿易港ガ出來ルデア、而シテ港ハサウ云フ修築ヲシテ引合フヤ否ヤ、實益ヲ果シテ收ムコトヲ得ルヤ否ヤト云フ點ニ至リマシテ更ニ一言申上ゲナケレバナラス、即チ其港ノ後方地域ノ產物、及需用、即チ斯ウ云フモノヲ瞥見スルノ必要ガアル、武豐港ノ沿岸ニ於キマシテハ豆及豆粕ヲ非常ニ要シマス、即チ清國牛莊ノ方カラ豆及豆粕ガ年々二百萬圓カラ入リマス、其外更ニ進ミマシテ尾張地方ニ於キマシテハ紡績業ガ非常ニ盛デアリマス、三十萬鍾程アル中二十萬鍾ハ尾張ニアル、二十萬鍾カラアル尾張地方ノ紡績ニ供給スルトコロノ原棉ト云フモノハ非常ナル金額ニ上リマシテ、即チ千五百萬圓カラ二千萬圓ノ原棉ヲ要スルデアリマス、此原棉ガ今日デハ神戸ヨリ入ッテ來ル——神戸マデ外國カラ支那ナリ、印度ナリ、埃及ナリ、亞米利加カラ原棉ガ神戸ヘ送ッテ來ラレテ、神戸デ積替ヘテ——積卸ヲシテ更ニ武豐其他ニ再輸入ヲサレルデアリマシテ、非常ニ手數ト費用ヲ要スル、然ルニ御案内ノ通り外國カラ日本ヘ物ヲ送ッテ來ルノニ、運賃ハ日本行一噸トカ一捆幾ラト云フコトニナッテ居ル、長崎ニ其船ガ到著シヤウト、神戸ニ到著シヤウト、尙又武豐ニ到著シヤウト區別ガナイ、運賃ニ至ッテハ外國カラノ運賃ハ同ジデア、ソレデアリマスカラ、神戸マデ持ッテ來テ、神戸デ更ニ積卸ヲシテ解テ武豐マデ持ッテ來ルト、神戸カラ武豐マデ來ル運賃ガ餘計ニ掛ルヤウニナル、直ニ武豐ニ入ルヤウニナレバソレデ運賃ガナクナル譯デ、積卸ノ費用及時間ヲ短縮スルコトガ出來ルデアリマス、此ノ如キ故ヲ以チマシテ、神戸ヘ來ル原棉ガ直ニ武豐ニ入ッテ、サウシテ武豐カラ縣下ノ尾張ノ國ニ於ケル二十萬鍾ノ紡績ニ此原棉ヲ供給スルコトヲ得マスレバ非常ナル經費、費用ヲ節減スルコトガ出來テ、貿易上一大發展ト言ハネバナラヌト思フ、ソレカラ（「今少シク詳シク説明ヲ願ヒタイ」ト呼フ者アリ）更ニ名古屋ハ鐵道ノ中心點ニナッテ居ルカラ、御案内ノ通り東海道線ノ中心ノミナラス、關西鐵道ガ起點ヲ有シ、將又中央線ガ完成ノ曉ニハ此所ニ一大停車場ヲ有スル、サウ云フ譯デアリマシテ、全國ノ中央ニ富シテ居ルトコロノ縣下ノ貨物ガ此處ヲ中心トシテ輻輳スル、名古屋カラ更ニ米原、米原カラ更ニ福井、金澤ニ行ケバソコノ間ニナル、而シテ此福井、金澤若ハ中央線完成ノ曉ニハ信州、甲州ノ方面カラ生絲、羽二重其他ノ貨物ガ名古屋カラ武豐ニ出ルノガ最モ便利デアリマス（「長イト反對スル」ト呼フ者アリ）福井カラ横濱ヘ來ルヨリハ福井カラ武豐ヘ來ル方ガ里程ガ半分デア、運賃モ半分デア、斯ウ云フ譯合デアリマスカラ、福井ノ人ハ非常ニ其交渉ヲシタ人ガアル、サウ云フ譯デアリマスカラ、此費用ヲ——僅ノ費用ヲ投シテ其得ルトコロノ實益ト云フモノハ大ナルモノデ、輸出輸入ノ上ニ於テ數千萬圓ノ輸出輸入ガ名古屋ノ關門トシテ武豐ヲ經ルト云フコトハ最モ、便宜利益ノ處デア、名古屋ガ名古屋港ト云フモノヲ設ケマシタケ

レドモ、天然ノ形勢上此處ハ幾多ノ大小ノ河川ガ土砂ヲ流出シテ參リマスカラ、ドウシテモ千噸位ノ船ヨリハ入ラナイ、是ニ於テ名古屋ノ關門タルコロノ港灣ガ必要ナルノデ、此武豐ハ名古屋ニ於ケル里程ト云フモノハ二十五哩アリマシテ、恰モ神戸ノ大阪ニ於ケルガ如ク、横濱ノ東京ニ於ケル如キ位置ニアル、又其役目ヲ努メネバナラヌ關係ヲ有テ居ル、斯様ナ譯ヲ以チマシテ、武豐ニ於ケル修築費用ハ僅ニ五十萬圓前後ノ金ヲ費シテ、サウシテ貿易港トシテ利用スルコトガ出來テ、其實益ヲ收ムル點ニ付キマシテ、名古屋ヲ燒點トシテ集散スル貨物ハ此武豐ヲ關門トスルコトガ出來タナラバ、非常ニ便宜ヲ感スルコトデアアル、此ノ如クシテ貿易ノ發展ヲ圖リ、此ノ如クシテ富強ノ良策ヲ講ズルコトハ必要デアラウト信ズルノデ、願クハ御賛成ヲ表セラレマシテ、本建議案ノ通過スルヤウニ切ニ希望スルデアリマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○伊藤大八君 本案ハ免モ角モ調査スルノ必要ガアルト思ハレマスカラ、曩ニ選定セラレタル港灣改良ノ建議案委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

〔免モ角モ〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 本案ハ調査ノ必要アリト認ムルカラ、港灣改良ノ建議案ノ同一委員ニ付託スルコト云フニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ 其通決シマス、日程第十四、全國鑛泉竝轉地療養地調査ニ關スル建議案ヲ議題ニ供シマス、委員長 八木逸郎君

第十四

全國鑛泉竝轉地療養地調査ニ關スル建 議案(八木逸郎君提出) (委員長報告)

○八木逸郎君 簡單デゴザイマスカラ本席カラ御報告致シマス、本案ハ委員會ニ於テ滿場一致ヲ以テ可決シマシタ、内務省ノ政府委員ハ是非之ヲシ遂ゲテ五十年ノ博覽會マデニ内外國人ニ示スト云フコトハ非常ニ宜シト認メテ居ル、定性及定量ノ分析ノ如キハ一年ヲ出來マスルガ、氣候トカ風位トカノ調査ニ向ッテハ二年位ヲ要シマスカラ、成ルベク早クスルガ宜イト思フト云フコトヲ言明サレマシタ、又或ル委員ガ費用ハドノ位要スルカト云フ質問ニ對シマシテハ、今具體的ニ確ニ申上兼ネルケレドモ、決シテ十萬圓以上ノ金ハ無論要シナイ、大シタ金ハ要シナイ、而モ二年ノ繼續事業ニナルト云フコトデアリマシタ、ソレカラ大藏省ニ屬スル委員ヲ呼ビマシタガ居リマセナカッタデ——委員ハ滿場一致賛成スルコトニナリマシテ、ソレカラ委員長ト致シマシテ大藏ノ政府委員ニ掛合ヒマシタトコロガ、此案ノ精神ノ宜イコトハ認ムルケレドモ、今責任ヲ帶ビテ此事ヲ

御引受スルコト云フコトハ豫算査定ノ後デナケレバ申上兼ネルト云フコトデアリマシタ、斯ウ云フ次第デアリマスカラ、ドウカ滿場一致ヲ以テ可決アランコトヲ希望致シマス

○伊藤大八君 本案委員長報告通り決センコトヲ望ミマス

○議長(長谷場純孝君) 本案委員長ノ報告通り採用スルコト云フニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマシタカラ 其通り決シマス、日程第十五乃至二十四ノ請願ハ即チ便宜上委員長ニ報告ヲ爲サシメ、即時議題ト爲シ、之ヲ採決シタイト思ヒマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 委員長代理小久保喜七君、日程第十五、特別報告第三十六號、惡水井路敷潰地買上ノ請願ヲ議題ト致シマス

第十五

(特別報告第三十六號)惡水井路敷潰地 買上ノ請願 (委員長報告)

〔小久保喜七君登壇〕

○小久保喜七君 報告致シマス、此惡水井路敷潰地買上ノ請願ハ去年ハ請願委員會デ法律案ヲ拵ヘマシタノデ、今年ハ一ノ要項ヲ發見致シマシテ、政府モ今一應調査ヲシテ見ヤウト云フコトニナリマシタノデ、法律案ハ拵ヘマセヌデ、採擇ト云フコトニ決定ヲ致シマシタ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマシタカラ本請願ハ採擇スルコトニ決シマス、日程第十六、特別報告第三十七號戶籍法中改正ノ請願

第十六

(特別報告第三十七號)戶籍法中改正ノ 請願 (委員長報告)

○小久保喜七君 本案ハ荒川五郎君ノ紹介デゴザイマシテ、戶籍法中ニ私生兒確認ノ點ガ缺ケテ居ルカラ之ヲ何トカ條文ヲ設ケテ不備ヲ防イデ貫ヒタイト、斯様ナコトデアリマシテ、誠ニ相當ノ請願ト認メテ、是モ採擇ニ決シマシタ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナシト認メマスカラ採擇スルコトニ決シマス

〔成ルベク一括ヲ願ヒマス〕ト呼フ者アリ

○議長(長谷場純孝君) 日程第十七、特別報告第四十一號、郵便局設置ノ請願

第十七 (特別報告第四十一號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

○小久保喜七君 本案ハ秋田縣山本郡塙川村長神尾重明呈出、三浦盛徳君紹介デゴザイマシテ、其事情ヲ聞イテ見マシタガ、尤ト聞キマシテ、採擇ニ決定致シマシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ採擇スルコトニ決シマス、日程第十八、特別報告第四十二號郵便局設置ノ請願

第十八 (特別報告第四十二號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

○小久保喜七君 本案ハ宮崎縣宮崎郡住吉村長佐々木淳呈出、水間此農夫君紹介、是ハ又相當ト認メ採擇スルコトニ決シマシタ

(「異議ナシ」ト云フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通り採擇ト云フコトニ決シマス、次ハ日程第十九、特別報告第四十三號、郵便局設置ノ請願

第十九 (特別報告第四十三號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

○小久保喜七君 是ハ願人ハ島根縣那賀郡木田村長佐々岡延藏呈出、河上英君紹介、是亦相當ト認メ採擇ト決シマシタ

(「異議ナシ」ト云フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通り採擇スルコトニ決シマス、次ハ日程第二十、特別報告第四十五號、郵便局設置ノ請願

第二十 (特別報告第四十五號) 郵便局設置ノ請願 (委員長報告)

○小久保喜七君 是ハ福島縣耶麻郡奥川村長宮城三三君呈出、鈴木寅彦君紹介、是亦相當ト認メ採擇ニ決シマシタ

(「異議ナシ」ト云フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通り採擇スルコトニ決シマス、次ハ日程第二十一、特別報告第四十六號、吉田郵便局ニ電話架設ノ請願

第二十一 (特別報告第四十六號) 吉田郵便局ニ電話架設ノ請願 (委員長報告)

○小久保喜七君 是ハ島根縣飯石郡吉田村二千四百七番地平民田部長右衛門外四十九名呈出デ、恆松隆慶君ノ紹介、是亦相當ト認メ採擇ニ決シマシタ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通り採擇スルコトニ決シマス、次ハ日程第二十二、特別報告第四十四號絹業試驗場設立ノ請願

第二十二 (特別報告第四十四號) 絹業試驗場設立ノ請願 (委員長報告)

○小久保喜七君 本案ハ島田三郎君外二名ノ紹介デゴザイマシテ、外國貿易ニ於テ絹織物ノ聲價ヲ保タンガタメ絹業試驗ノ必要ガアル、斯ウ云フヤウナコトデ、誠ニ相當ト認メマスカラ是亦採擇ニ決シマシタ

(「異議ナシ」ト云フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通り採擇スルコトニ決シマス、次ハ日程第二十三、特別報告第四十七號、報效志士表彰追祿ノ請願

第二十三 (特別報告第四十七號) 報效志士表彰追祿ノ請願 (委員長報告)

○小久保喜七君 是ハ島田三郎君ト私ノ紹介デゴザイマスカラ、チヨット申上ゲテ置カナケレバナラヌノハ、是ハ豫テ申上ゲマシタ史談會ノ會長ノ大原重朝君ノ請願デ、丁度天保年間カラ明治四年迄三百四十人ノ勤王家ノ事蹟ヲ調べマシタ、ソレデ此人々ヘモ政府ハ調査ノ上下ウカ今日迄百何名ヘ追賞セラレタト同様ニ皆ヤレト云フノデアリマセヌ、三百四十名ノ中デ能ク調査ラシテドウカ追賞シテ貰ヒタイ、斯ウ云フ請願デ、誠ニ相當ト考ヘテ採擇ト云フコトニ決シマシタ

(「異議ナシ」ト云フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ナイト認メマスカラ、委員長報告通り採擇スルコトニ決シマス、次ハ日程第二十四、特別報告第四十八號、賣藥營業稅ニモ納稅ニ伴フ權利ヲ付與スルノ請願

第二十四 (特別報告第四十八號) 賣藥營業稅ニモ納稅ニ伴フ權利ヲ付與スルノ請願 (委員長報告)

○小久保喜七君 是ハ富山縣賣藥同業組合評議員村澤金廣外一名呈出、紹介議員ハ上埜安太郎君デ、其詳細ノコトハ載セテ文書表ニゴザイマス、委員會ハ相當ト認メテ採擇スルコトニ決シマシタ

(「異議ナシ」ト云フ者アリ)

○議長(長谷場純孝君) 御異議ガナイト認メマスカラ、委員長報告ノ通り採擇ト決シマス、諸般ノ報告ヲ致シマス

(書記朗讀)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

民事訴訟法中改正法律案

提出者 高木益太郎君 卜部喜太郎君 翠川鐵三君

久保田與四郎君 豐増龍次郎君

○議長(長谷場純孝君) 議長ニ委託セラレタル委員ノ氏名ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、次回ノ議事日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、今日ハ是ニテ散會

午後二時二十五分散會

衆議院議事速記録第十九號正誤

頁 段

三六一 下 三十六、三十七、三十八、三十九行ノ委員ノ氏名ヲ二十九行ノ次ニ入ル

三六二 上 一、二行ノ件名及氏名ヲ三六一頁三十行ノ前ニ入ル